改 正 前 改 正 後

(前 略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「知的財産権」とは、京都大学発明規程(平成 16年達示第96号)(以下「発明規程」という。) 第2条第2号及び第3号に規定する権利並びに 同第25条第1項に規定するデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物及び その著作権並びに京都大学研究成果有体物取扱 規程(平成19年達示第58号)(以下「研究成 果有体物取扱規程」という。)第2条第1項第3 号に定める研究成果有体物をいう。

(2) • (3) (略)

- (4) 「大学発ベンチャー企業」とは、大学の研究成果を基に起業したベンチャー企業、大学との共同研究により起業したベンチャー企業及びその他大学と関連のあるベンチャー企業をいう。
- (5) 「研究者等」とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。ア・イ (略)
  - ウ その他受入れに際し、本学との間で発明又 は研究成果有体物の取扱いについて、発明規 程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受け ることを合意している者
  - 工 本学の学部又は大学院の学生(研究室に配属されている者に限る。)であって、かつ、本学との間で発明又は研究成果有体物の取扱いについて、発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることを合意している者(当該学生が民間企業又は外部機関の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生が発明規程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受けることについて、当該民間企業又は外部機関の同意があるものに限る。)

(株式等の取得)

第3条 ライセンス等の対価を株式等により取得することができるのは、ライセンス等を行った相手方が大学発ベンチャー企業 (以下「ベンチャー企業」という。)であり、かつ当該ベンチャー企業が当該ライセンス等に係る対価を現金で支払うこと

(定義)

第2条 (同 左)

- (1)「知的財産権」とは、京都大学発明規程(平成 16年達示第96号。以下「発明規程」という。) 第2条第2号及び第3号に規定する権利並びに 同第25条第1項に規定するデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物及び その著作権、京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号。以下「研究成果有体物取扱規程」という。)第2条第1項第3号に定める研究成果有体物並びに京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程(令和2年達示第45号。以下「臨床研究等データ規程」という。)第2条第1項第2号に定める臨床研究等データをいう。
- (2) (3) (同 左)
- (4) 「大学発ベンチャー企業」とは、大学の研究成果を基に起業したベンチャー企業、大学との共同研究により起業したベンチャー企業その他大学と関連のあるベンチャー企業をいう。
- (5) 「研究者等」とは、次に掲げる<u>者</u>をいう。 ア・イ (同 左)

<u>ウ</u> (同 左)

エ その他受入れに際し、本学との間で発明又 は研究成果有体物の取扱いについて、発明規 程又は研究成果有体物取扱規程の適用を受け ることを合意している者

(株式等の取得)

第3条 ライセンス等の対価を株式等により取得することができるのは、ライセンス等を行った相手方が大学発ベンチャー企業であり、かつ、当該大学発ベンチャー企業が当該ライセンス等に係る対価を現金で支払うことが困難な場合に限るものとす

改 正 前

が困難な場合に限るものとする。

- 第4条 産官学連携本部長(以下「本部長」という。) は、ライセンス等の対価について、ベンチャー企業 から株式等による支払いの申込みを受けたとき は、当該ベンチャー企業の財務状況その他株式等 の取得の妥当性を判断するために必要な事項を審 査し、その取得の可否を決定するものとする。
- 2 (略) (後 略)

改 正 後

る。

- 第4条 産官学連携本部長(以下「本部長」という。)は、ライセンス等の対価について、大学発ベンチャー企業から株式等による支払いの申込みを受けたときは、当該大学発ベンチャー企業の財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を審査し、その取得の可否を決定するものとする。
- 2 (同 左)

附則

この規程は、令和2年7月28日から施行する。